

特定個人情報保護委員会におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程を次のように定める。

平成26年1月 日
特定個人情報保護委員会訓令第 号

特定個人情報保護委員会におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定個人情報保護委員会職員（以下「職員」という。）がその能率を十分発揮できるような勤務環境を確保することを目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動
- 二 セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除 セクシュアル・ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、セクシュアル・ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、及びその状態を解消すること。
- 三 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること。

(不利益取扱いの禁止)

第3条 職員は、セクシュアル・ハラスメントを行った職員に対する拒否、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関し正当な対応をしたことのためにいかなる不利益な取扱いを受けない。

(職員の注意すべき事項)

第4条 職員は、別記第1の指針の定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないよう注意しなければならない。

(監督者の責務)

第5条 職員を監督する地位にある者（係長相当職以上の職にあるすべての者をいう。以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境を確保するため、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、監督する職員の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- 二 セクシュアル・ハラスメントが職場に生じていないか、又は生じるおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。

三 セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出，当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けていないか，又はそのおそれがないか，監督する職員の言動に十分な注意を払い，勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。

四 セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出，当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

五 職員からセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）があった場合には，真摯にかつ迅速に対応すること。

2 監督者は，セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には，迅速かつ適切に対処しなければならない。

（研修等）

第6条 セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため，職員に対し，必要な研修等を実施するものとする。

（苦情相談の申出）

第7条 職員は，次条に定める総括責任者及び相談員に対し，セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談を行うことができる。

（苦情相談窓口）

第8条 職員から苦情相談がなされた場合に対応するため，次のとおり苦情相談窓口を置くものとする。

1 総括責任者

一 事務局総務課長を総括責任者とする。

二 総括責任者は，セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関する啓発施策を実施し，次に定める相談員の職務を総括する。

2 相談員

一 総務課庶務・会計担当課長補佐及び庶務・会計担当係長を相談員とする。

二 総括責任者は，前号に掲げる者に加え必要に応じて相談員を指名することができる。

三 相談員は苦情相談に関し，直接，関係職員からの事情聴取及び指導を行うことができる。

（苦情相談への対応）

第9条 総括責任者及び相談員は，別記第2に掲げる指針に留意し，苦情相談に係る問題の事実関係の確認，当該苦情相談に係る当事者に対する指導及び助言並びに当事者間のあっせん等を自ら行い，当該問題を迅速に解決するよう努めるものとする。

2 職員からの苦情相談への対応に当たっては，関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに，知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（再発防止）

第10条 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には，再発防止に向けて，職員の意識啓発，研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（派遣労働者における適用）

第11条 特定個人情報保護委員会に労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）されている派遣労働者については、職員とみなして、本規程を適用する。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から適用する。